

3 障害のある子どものために



身体障害者手帳 福祉課 ☎ 36-1964

病気や事故などにより身体に永続する障害のある方に交付する手帳です。1～6級までの区分があります。

- 対象者：身体に永続する障害のある方
- 持ちもの：診断書、写真、身分証明書、マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード等）



療育手帳 福祉課 ☎ 36-1964

知的障害・発達障害の方に交付する手帳です。A(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の区分があります。こども家庭センターまたは知的障害者更生相談所で判定を受けます。

- 対象者：こども家庭センターまたは知的障害者更生相談所で知的障害・発達障害と判定された方
- 持ちもの：写真、マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード等）



精神障害者保健福祉手帳 福祉課 ☎ 36-1964

精神障害の方に交付する手帳です。1～3級までの区分があります。

- 対象者：兵庫県内(神戸市を除く)に居住している精神障害の状態にある方(精神障害に係る初診日から6か月以上経過している方)
- 持ちもの：診断書(障害年金受給者は年金証書と振込通知書の写しで申請可)、写真、マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)



自立支援医療(精神通院医療)制度 福祉課 ☎ 36-1964

精神疾患の治療のために医療機関へ通院する場合の医療費を公費で負担します。

- 対象者：精神疾患を有し通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方
- 持ちもの：診断書、健康保険情報がわかるもの、マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)
- 自己負担額：原則として医療費の1割が自己負担(所得に応じた負担上限月額あり)



特別児童扶養手当 福祉課 ☎ 36-1964

20歳未満で身体または精神に障害のある児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育されている方に支給されます。ただし、所得制限があります。

- 支給額：1級は月額58,450円、2級は月額38,930円
- 持ちもの：診断書、認定請求書、申請者と対象児童の戸籍謄(抄)本、身分証明書、マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)

障害児福祉手当 福祉課 ☎ 36-1964



20歳未満の児童で、精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を必要とする方に手当を支給します。ただし、所得制限があります。

- 支給額：月額 16,560 円
- 持ちもの：診断書、認定請求書、預金通帳(障害のある児童名義)、所得状況届身分証明書、マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)

重度障害者医療費助成制度 健康課 ☎ 36-1114



身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳の交付を受けておられる方の健康保険証が適用される医療費について、自己負担額の一部を助成します。世帯の所得などを審査し、対象となった場合に受給者証をお渡しします。

- 必要なもの(対象の方)：健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ
(家族の方)：申請者の本人確認書類
香美町課税状況が確認できない場合は、所得課税証明書又はマイナンバーを利用した地方税関係情報取得の同意書
- 高校3年生世代までのお子さんは、乳幼児等医療費助成制度またはこども医療費助成制度を優先し、19歳になられる年度の4月1日から制度移行します。

香美町サポートファイル 福祉課 ☎ 36-1964

継続した支援を必要とするお子さんへ、ライフステージ(年代)に応じた支援を適切に行うために活用するファイル(発達支援記録)です。

家族を含めた支援関係者がお子さんに関する情報を共有し、必要な情報を引継ぎ適切な支援を円滑に行います。

- 申請方法：所属している園・学校にお申し込みください。園や学校に所属していない方は健康課にご相談ください。

障害児通所支援サービス・相談支援 福祉課 ☎ 36-1964

高校3年生世代までの子どもが日中で過ごしていくために提供できるサービスとして、子どもの状況に応じて幼児までの療育訓練を行う児童発達支援、集団生活(保育所、幼稚園、学校等)を営む施設を専門員が訪問し、子どもが集団生活に適應するために支援を行う保育所等訪問支援、児童が学校の終了後や休業日に通う放課後等デイサービスなどがあります。

また、これらのサービスを受けるために相談する事業所を提供するための障害児相談支援のサービスを提供しています。

- 対象者：療育訓練を希望し、対象となられた方
- 持ちもの：身分証明書、マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)
- 自己負担額：原則として利用料の1割が自己負担(所得に応じた負担上限月額あり)

